

千葉県の認知症施策推進計画の策定について

1 背景

令和6年1月に施行された認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現を推進することとされている。また、国及び地方公共団体は、認知症の人及び家族等の声を聴き、計画を策定し、取り組むことが求められている。

更に、令和6年12月に国が策定した認知症施策推進基本計画では、地域の多様な主体が「新しい認知症観」に立ち、それぞれ自分ごととして連携・協働して施策に取り組む必要がある、とされている。

なお、認知症計画では、「都道府県計画の策定に当たっては、当該計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合、これらを一体のものとして策定することは差し支えない」とされている。

※「新しい認知症観」

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

2 認知症施策推進計画

（1）現行の千葉県高齢者保健福祉計画

ア 法的位置付け

○老人福祉法に基づく「老人福祉計画」… 高齢者施策に関する基本計画

○介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」… 介護サービス基盤の整備方針

イ 計画期間

令和6年度～8年度（3年間）

→ 次期計画は令和9年度～11年度（3年間）

ウ 基本理念と基本的視点

【基本理念】

○高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

【基本目標】

○個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

～ 高齢者自らが健康づくりを行い、就労や地域活動、趣味やスポーツ等の様々な社会参加を通じた自分らしい生活の実現 ～

○介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築

～ 地域共生社会実現のための地域包括ケアの深化・推進 ～

エ 基本施策と具体的施策（認知症部分）

<基本施策>

○認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進

（趣旨）認知症の人やその家族を支える地域支援体制の構築を推進します

＜具体的施策＞

- ①認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進
- ②認知症予防の推進
- ③早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進
- ④認知症支援に携わる人材の養成
- ⑤本人やその家族への支援と本人発信支援
- ⑥若年性認知症施策の推進

(2) 計画策定の方向性（案）

認知症施策は、地域包括ケアなどを中心に高齢者施策等と一体で推進する必要があることから、令和9年度から3年間を計画期間とする「千葉県高齢者保健福祉計画」と一体的に策定する。

3 スケジュール（案）

開催日	協議会	内容
令和8年6月10日	第1回	・計画骨子案の検討
令和8年8月頃	第2回	・計画素案の検討
令和8年11月頃	第3回	・計画原案の検討
令和9年2月頃		(パブリックコメントの実施)
令和9年3月	第4回	・結果報告